固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税

- 各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を受けられる場合があります（※）。
  （※）詳細の要件や適用期限は、各都道府県・市町村にお問い合わせください。
- なお、国では、都道府県・市町村が固定資産税・不動産取得税の課税免除または不均一課税を行った場合に、都道府県・市町村に対して減収分を補てんする措置を講じています。

地方自治体向け支援（減収補てん制度）

国（主務大臣）の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業について、
固定資産税・不動産取得税を課税免除または不均一課税した地方自治体に対し、
減収額の一部を地方交付税で補てんします。

	都道府県	市町村
【対象自治体】	財政力指数が0.52未満の都道府県	①財政力指数が0.67未満の市町村 ②財政力指数が0.67以上0.80未満の市町村
【対象事業】	課税特例の確認を受けたもの（詳細は次ページ参照）	①課税特例の確認を受けたもの ②上乗せ要件⑥（イ）を満たし、課税特例の確認を受けたもの （詳細は次ページ参照）
【対象業種】	指定なし	
【対象資産】	土地・建物	土地・建物・構築物
【取得価額下限】	１億円以上（農林漁業及びその関連業種は5,000万円以上）	
【税目】	不動産取得税（都道府県）	固定資産税（市町村）（３年間）
【補てん率】	減収額の３/４	①減収額の３/４　②減収額の１/４
【適用期限】	令和６年度末まで	

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大５%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

STEP１：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合
① 地域の特性の活用　② 高い付加価値の創出
③ 地域の事業者に対する経済的効果

STEP２：国（主務大臣）による課税特例の確認

【適用期限：令和６年度末まで】
※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること
【通常類型】
・労働生産性の伸び率が４%以上又は投資収益率が５%以上
【サプライチェーン類型】
・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が５%以上 等

② 設備投資額が2,000万円以上
③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去５年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より５%以上高いこと
⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率４%以上かつ投資収益率５%以上

（※）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1.対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
2.税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
3.対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
4.地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。
※ 詳細は国税庁HP(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm)を御確認ください。

〈上乗せ要件〉（平成31年度以降の承認事業のみ）

要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと
⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が８%以上
（イ）対象事業において創出される付加価値額が３億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（令和５年度以降の承認事業のみ）
⑦ 労働生産性の伸び率４%以上かつ投資収益率５%以上
※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外